



うちなー健康経営宣言

第 363 号

令和 3 年 11 月 22 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

私たち、東住宅産業は「地域の皆様とともに・・・」をモットーにお客様に満足していただける品質を提供し、継続的な改善を行い「環境の保全につとめ美ら海、美ら島を守るために企業活動を行う」を基本理念とし、実現する為には社員一人一人が健康的でいきいきと活動することが大切だと考えています。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出することについて就業規則に盛り込む。
5. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。